

落札者決定基準（簡易型Ⅱ）

番号：5081000043

工事名:令和8年度（都）鷲津駅谷上線道路整備工事（その11）

1. 評価基準について

（1）入札参加資格に対する加算点付与の考え方は次のとおりである。

	評価項目	判断基準	配点	最大 得点	摘 要
企業 の 能力	平成28年4月以降の 施工実績	同種工事の実績あり	2.0	2.0	コリス又は確認できる書類（設計書等）にて確認する。
		類似工事の実績あり	1.0		
		なし	0.0		
	令和3年度以降の湖西 市での（変更契約後 を含む）最終契約金 額500万円以上の土木 一式工事（水道工事 及び下水道工事を除 く）、とび・土工・ コンクリート工事 （建築物の解体工 事を除く。）並びに舗 装工事の成績評定の 平均点 入札参加者の評価対 象となる工事件数が1 件の場合、加算点に 0.5を乗する。	全体平均点＋3点以上	2.0	2.0	過去5か年度とは令和3年度から令和7年度までの5年間をいう。 5か年度の全体平均点は80点である。なお、入札参加者の評価対象と なる工事件数が1件の場合（64点以下の実績による-3点を除く。）に は、配点を1/2にする。
		全体平均点＋1点以上～＋3点未満	1.0		
		全体平均点－1点以上～＋1点未満	0.0		
		全体平均点－4点以上～－1点未満	-0.5		
		65点以上～全体平均点－4点未満	-1.0		
		64点以下の実績が1件以上ある場合	-1.5		
		成績評定の対象となる実績が無い場合	0.0		
	週休2日推進工事の 施工実績の有無	4週8休以上の実績が複数件あり	1.0	1.0	令和7年度の検査を合格した湖西市が発注した工事において、「湖西 市週休2日推進工事実施要領」に基づく、週休2日推進工事の施工 実績がある場合に評価する。
		4週8休以上の実績あり	0.5		
		実績なし	0.0		
	品質・環境マネジメン トシステムの取組状 況	ISO9001の認証あり	0.5	0.5	ISO9001認証書(写)にて確認する。 建設業に関する認証取得を対象とする。
		なし	0.0		
		ISO14001又はエコアクション21の認証あり	0.5	0.5	ISO14001又はエコアクション21の認証書(写)にて確認する。 建設業に関する認証取得を対象とする
	建設キャリアアッ プシステムの登録 実績の有無	活用申請あり	0.5	0.5	当該工事における評価点確認申請書での「建設キャリアアップシス テム」の活用申請をもって評価する。
		活用申請なし	0.0		
	技 術 者 等 の 能力	技術者資格 （主任・監理技術 者）	1級舗装施工管理技術者	2.0	2.0
2級舗装施工管理技術者			1.0		
その他			0.0		
平成28年4月以降の 施工経験 （主任・監理技術 者）		同種工事の経験あり	3.0	3.0	主任・監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として工期の全 期間に従事した経験を評価する。 評価対象期間等の考え方は、企業の能力と同じである。
		類似工事の経験あり	1.5		
		なし	0.0		
令和6年度以降の静 岡県からの表彰状 況 （主任・監理技術 者）		優良技術者又は優良工事への従事経験者	0.5	0.5	優良工事への従事経験者とは、優良工事に主任・監理技術者、監理 技術者補佐又は現場代理人として従事した者をいう。
		なし	0.0		
継続教育の取組状 況 （主任・監理技術 者）		年間推奨単位以上を取得している	0.5	0.5	当該工事に関連する団体の継続教育を評価するものとし、評価対象 期間は過去2か年度のうち、任意の1年間とする
		なし	0.0		
現場代理人の資格 主任・監理技術者又 は、監理技術者補佐 が兼ねる場合は、評 価しない		対象工事の監理技術者になり得る資格	2.0	2.0	主任・監理技術者、監理技術者補佐になり得る資格を有し、技術者 と兼務しない者を現場代理人として配置する場合に評価する。
		対象工事の監理技術者補佐になり得る資格	1.5		
		対象工事の主任技術者になり得る資格	1.0		
		その他	0.0		
企業 の 地 理 的 条 件		市内業者（湖西市内に主たる営業所あり） 準市内業者（湖西市内に営業所あり） その他	1.5	1.5	市内業者・準市内業者とは、湖西市競争入札参加資格者の市内業者 及び準市内業者の認定基準に基づき、認定を受けている者をいう。
			0.5		
	0.0				
	湖西市との災害協 定等 ・協定の締結状況 ・活動実績の状況 ・建設機械の保有状 況	災害協定の締結あり	0.5	1.5	活動実績ありとは、令和3年度以降に実施した災害協定に基づく活動 実績または災害協定に準じた活動実績とする。 建設機械は、直近の総合評定値通知書の数値にて判断する。
		活動実績あり	0.5		
		建設機械3台以上所有あり	+0.5		
		災害協定の締結なし	0.0		
建設業労働災害防 止協会の加入状況	加入あり	0.5	0.5	公告時点で建設業労働災害防止協会に加入している場合に評価す る。	
	なし	0.0			
指名停止措置の状 況	指名停止あり	-1.0	0.0	令和7年4月以降の湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領 に基づく措置状況でマイナス評価する。	
	文書注意又は口頭注意あり	-0.5			
	その他	0.0			
若年技術者の配置 （主任・監理技術 者）	公告日の時点で40歳未満である	0.5	0.5	当該工事に配置を予定している主任・監理技術者、監理技術者補佐 の年齢により、評価する。	
	その他	0.0			
若年技術者の雇用 状況	公告日の時点で35歳未満の技術者雇用あり	0.5	0.5	建設工事の主任技術者になり得る資格を有すること。（ただし、実 務経験による資格者は評価しない。）	
	なし	0.0			
市内でのボラン ティア活動	活動の実績あり	0.5	0.5	令和7年度に湖西市内における道路、河川等の公共施設に係る美化活 動や森林、海岸等で地域や行政との協働で実施した環境の保全活動	
	なし	0.0			
低入札価格調査を 実施した建設工事 の状況	全体平均点未満の工事実績あり	-0.5	0.0	令和7年度の検査を合格した低入札価格調査対象工事で、当該年度の 全体平均点未満がある場合にマイナス評価する。	
	なし	0.0			
計				19.5	

(2) 落札候補者が提出する証明書類等の注意事項

落札候補者は本案件に関する公告に記載する証明書類等を提出すること。

- ① 同種工事及び類似工事について、工事カルテ（CORINS）での確認ができない場合、確認できる書類（設計書等の該当箇所）を併せて添付すること。
- ② 配置予定技術者が複数いる場合、評価が最も低い者で評価するが、全員分添付すること。
- ③ 工事の成績評定を証明する書類の添付は不要とする。
- ④ 4 週 8 休以上の実績が確認できる検査結果通知書の写しを提出できること。複数件の実績がある場合は、2 件以上の実績を証明できる書類を提出すること。
- ⑤ ISO、エコアクション等の認証取得状況について、証明書類を添付すること。
- ⑥ 湖西市との災害協定等については、災害協定の締結を証明する書類の添付は要しないが、協定に基づく活動実績等を証明する書類と直近の総合評定値通知書を添付すること。
- ⑦ 若年技術者の雇用状況について、証明書類を添付すること。（申請は 1 名限りとする。）
- ⑧ ボランティアの活動状況について、証明書類を添付すること。
- ⑨ 静岡県からの表彰実績は、優良技術者としての表彰実績若しくは優良工事として表彰された建設工事に従事したことが分かる証明書類を添付すること。
- ⑩ 継続教育の取組状況について、評価対象団体が発行する取得単位の証明書の写しを添付すること。（推奨単位未満の場合は不要とする。）
- ⑪ 建設業労働災害防止協会の加入状況について、建設業労働災害防止協会加入証明書の写しを添付すること。
- ⑫ 指名停止措置及び低入札価格調査の対象となった工事に関する書類の提出は、不要とする。
- ⑬ 本工事の完成検査時に本工事の工事概要・契約情報を建設キャリアアップシステムに登録していることの証明書類を提出すること。

2. 各評価項目の留意点

(1) 企業の施工実績及び技術者（主任・監理技術者）の施工経験について

- ① 評価項目「企業の能力 - 平成 28 年 4 月以降の施工実績」では、企業としての施工実績を評価対象とする。
- ② 評価項目「技術者等の能力 - 平成 28 年 4 月以降の施工経験」では、配置を予定している技術者の施工経験を評価対象とする。
- ③ **平成 28 年 4 月 1 日以降**に、公共工事（国、特殊法人等又は地方公共団体の機関が発注した建設工事）を元請として完成に至った工事を評価対象とする。
- ④ 技術者の施工経験は、元請として配置した主任・監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての経験とし、工期の全期間に渡って配置された場合に限り、評価の対象とする。
- ⑤ 同種工事とは、平成 28 年 4 月 1 日以降に、国、特殊法人等または地方公共団体が発注する車線変更を促す規制を伴う道路工事のうち、「(ア) 片側ごとの施工延長を合算して 200m 以上となる排水構造物の設置を含む歩道整備工事」及び「(イ) アスファルト舗装面積が

1,500 m²以上の工事」を元請として受注し、竣工に至ったものをいう。なお、(ア)、(イ)については異なる工事の実績でも可とする。

- ⑥ 類似工事とは、平成28年4月1日以降に、国、特殊法人等または地方公共団体が発注する道路工事のうち、「(ア)片側ごとの施工延長を合算して200m以上となる排水構造物の設置を含む歩道整備工事」及び「(イ)アスファルト舗装面積が1,500 m²以上の工事」を元請として受注し、竣工に至ったものをいう。なお、(ア)、(イ)については異なる工事の実績でも可とする。

(2) 工事成績評定の平均点について

- ① 湖西市発注の建設工事のうち、(変更契約後を含む)最終契約金額500万円以上の土木一式工事(水道工事及び下水道工事を除く)、とび・土工・コンクリート工事(建築物の解体工事を除く。)並びに舗装工事に該当するものを対象とする。
- ② 湖西市発注工事のうち、令和3年度から令和7年度に完成検査に合格したものを対象とする。
- ③ 入札参加者の平均点は、当該入札参加者が①及び②に掲げる対象工事で受けた評定点を平均した数値(端数が生じたときは、四捨五入する。)とする。
- ④ 入札参加者の評価対象となる工事の件数が1件である場合、配点に0.5を乗ずる。(ただし、64点以下の実績による配点を除く。)
- ⑤ 64点以下の実績(粗雑工事)が1件以上ある場合は、加算点を-1.5点とする。②の工事を対象として算出する。
- ⑥ 入札参加者の評価対象となる工事が無い場合は、配点を0点とする。
- ⑦ 特定JV工事における評定点は、代表構成員の評定点に限って反映するものとする。

(3) 週休2日推進工事の施工実績について

- ① 湖西市発注の建設工事のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に完成検査に合格したものを対象とする。
- ② 4週8休以上の実績が確認できる検査結果通知書の写しを提出できること。複数件の実績がある場合は、2件以上の実績を証明できる書類を提出すること。

(4) 品質管理・環境マネジメントシステムの実施状況について

- ① 契約事業所(湖西市との契約を締結する営業所)が認証を取得していない場合であっても、主たる営業所が認証を取得している場合は、評価する。
- ② 登録範囲に建設工事に関する事項が含まれていない場合は、評価の対象外とする。

(5) 建設キャリアアップシステムの活用申請について

- ① 本工事における「(指定様式A)加算点自己採点シート」及び「(指定様式H)社会性等に関する調書」で建設キャリアアップシステムの活用申請があった場合に評価する。
- ② 一般財団法人建設業振興基金によって運営がなされている建設キャリアアップシステ

ムの活用申請のある元請を評価対象とする。

- ③ 活用申請とは、本工事における「(指定様式A) 加算点自己採点シート」及び「(指定様式H) 社会性等に関する調書」での建設キャリアアップシステムの活用申請とする。
- ④ 本工事の完成検査時に本工事の工事概要・契約情報を建設キャリアアップシステムに登録していることの証明書類を提出すること。

(6) 技術者（主任・監理技術者）の保有資格について、舗装施工管理技術者（1級・2級）とは、（一社）日本道路建設業協会の所管する資格をいう。

(7) 技術者（主任・監理技術者）の表彰状況について

- ① 配置を予定している技術者が、静岡県交通基盤部、経済産業部、経営管理部又は企業局の実施している表彰のうち、優良技術者としての表彰されている場合、若しくは優良工事として表彰された工事に主任技術者又は監理技術者として従事していた場合に評価する。
- ② 令和6年度（令和6年4月1日）以降に表彰されたものを評価対象とする。
- ③ 優良工事及び優良技術者以外の表彰（安全工事表彰等）は、評価の対象としない。
- ④ 優良工事として表彰された工事に主任技術者又は監理技術者として従事していた場合であっても、工期の全期間に渡って配置されていない場合は、評価の対象としない。

(8) 技術者（主任・監理技術者）の継続教育の取組状況について

- ① 下表の**3団体**のうち、いずれかの団体が実施する1年間の推奨単位以上の単位取得がある場合に評価する。

団体名	年間推奨単位
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット
（公社）土木学会	50 単位
（公社）日本技術士会	50 CPD 時間

- ② 証明書の単位取得期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨（目標）単位以上を取得している場合を評価する。ただし、次のいずれかに該当する場合は評価の対象とならない。

- ・取得単位が1年間の推奨単位未満
- ・証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や、1年間に満たない場合
- ・証明書の単位取得期間が1年間であっても令和6年4月1日より前の日を含む場合
- ・証明書の単位取得期間が1年間であっても令和8年3月31日より後の日を含む場合
- ・取得単位が年度で証明される団体で、令和5年度又は令和8年度の証明の場合

(9) 現場代理人の保有資格について

- ① 配置を予定している現場代理人を評価対象とする。
- ② 主任・監理技術者が現場代理人を兼務する場合は、評価しない。

- ③ 監理技術者になり得る資格、監理技術者補佐になり得る資格及び主任技術者になり得る資格とは、次に掲げるものとする。

ア. 監理技術者になり得る資格

- ① 1級土木施工管理技士
- ② 1級建設機械施工技師
- ③ 技術士「建設部門()」
- ④ 技術士「総合技術管理部門(建設-)」
- ⑤ 技術士「農業部門(農業土木)」
- ⑥ 技術士「総合技術管理部門(農業-農業土木)」
- ⑦ 技術士「森林部門(森林土木)」
- ⑧ 技術士「総合技術管理部門(森林-森林土木)」
- ⑨ 技術士「水産部門(水産土木)」
- ⑩ 技術士「総合技術管理部門(水産-水産土木)」

イ. 監理技術者補佐になり得る資格

- ① 2級土木施工管理技士(種別:土木)
- ② 2級建設機械施工技士(第1種～第6種)

ウ. 主任技術者になり得る資格

イ. 監理技術者補佐になり得る資格と同様

(10) 湖西市との災害協定等について

- ① 災害協定は、公告日の時点で締結しているものを評価対象とする。ただし、災害協定を締結していなくとも、湖西市からの依頼に基づき活動した場合は②の「災害協定に準じた活動実績」として評価するものとする。

- ② 「活動実績あり」とは、令和3年4月1日以降に実施した活動実績であって、「災害協定に基づく活動実績」又は「災害協定に準じた活動実績」をいう。

- ③ 災害協定に基づく活動実績とは、以下の条件を満たすものをいう。(該当者なし)

ア. 災害協定を締結しており、協定に基づく活動実績であること。

イ. 令和3年4月1日以降に実施した活動実績であること。

- ④ 災害協定に準じた活動実績とは、以下の条件を満たすものをいう。

ア. 湖西市都市整備部土木課が所管する「湖西市道路施設等復旧工事事務処理要領(平成28年湖西市告示第96号)」に定める復旧工事に該当する実績であること。

イ. 上記要領に定める「道路施設等復旧工事实績証明申請書(様式第3号)」(証明のあるものに限る。)の写しを提出できること。(証明が必要な場合は、証明申請書を土木課維持係に提出(持参)すること。)

※ 証明手続が速やかに実施できない場合を想定し、期間に余裕をもって書類を提出すること。(証明手続期間:1日～5日)

※ 入札参加者が当該要綱に定める復旧工事に該当する実績を有するか否かの照会は、湖西市都市整備部土木課(維持係)にすること。(053-576-4545)

ウ. 当該構成員が災害協定を締結していること。ただし、災害協定を締結していなくとも、湖西市からの依頼に基づき活動した場合は②の「災害協定に準じた活動実績」として評価するものとする。

⑤ 「建設機械の3台以上保有あり」とは、以下の条件を全て満たすものをいう。

ア. 当該構成員が災害協定を締結していること。

イ. 直近の総合評定値通知書における「建設機械の所有及びリース台数」欄が3台以上であること。

ウ. 公告日の時点において、イの要件（建設機械の所有及びリース台数3台以上）を満たしていること。

(11) 建設業労働災害防止協会の加入状況について

① 公告時点で加入している場合に評価する。

(12) 指名停止措置の状況について

① 湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく以下の措置を対象とする。

ア. 指名停止 … 指名停止要領第2条に基づくもの

イ. 文書注意及び口頭注意 … 指名停止要領第11条に基づくもの（該当者なし。）

② 令和7年4月1日以降に措置を受けている場合をマイナス評価の対象とする。ただし、指名停止において令和7年4月1日以前に受けた措置であっても、指名停止期間に令和7年4月1日以降が含まれている場合は、マイナス評価の対象とする。

(13) 若年技術者の配置について

① 公告日の時点で 40歳未満である場合、評価する。

生年月日が **1986年9月30日**以降の技術者が、本項目における若年技術者として該当し得る。

② 本工事に、主任技術者又は監理技術者として配置を予定する技術者を対象とする。

(14) 若年技術者の雇用状況について

① 公告日の時点で、35歳未満の技術者を3ヶ月以上雇用していれば評価の対象とする。

生年月日が **1991年9月30日**以降の技術者が、本項目における若年技術者として該当し得る。

② 技術者とは、建設工事の主任技術者になり得る資格者（実務経験による資格者を除く。）をいう。

（次に掲げる資格のいずれかを保有している技術者を評価の対象とする。）

＜建設業法「技術検定」関係資格＞

1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士（種別：土木、鋼構造物塗装又は薬液注入）、
1 級建設機械施工技士、2 級建設機械施工技士、1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士（種別：建築、躯体又は仕上げ）、1 級電気工事施工管理技士、2 級電気工事施工管理技士、
1 級管工事施工管理技士、2 級管工事施工管理技士、1 級電気通信工事施工管理技士、2 級電気通信工事施工管理技士、1 級造園施工管理技士、2 級造園施工管理技士

< 建築士法「建築士試験」関係資格 >

一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築設備士

< 技術士法「技術士試験」関係資格 >

（空欄は、選択科目等の内容指定がない場合を示す。）

技術士「建設部門（ ）」、技術士「総合技術監理部門（建設－ ）」、技術士「農業部門（農業農村工学）」、技術士「総合技術監理部門（農業－農業農村工学）」、技術士「電気電子部門（ ）」、
技術士「総合技術監理部門（電気電子－ ）」、技術士「機械部門（ ）」、技術士「総合技術監理部門（機械－ ）」、技術士「上下水道部門（ ）」、技術士「総合技術監理部門（上下水道－ ）」、
技術士「水産部門（水産土木）」、技術士「総合技術監理部門（水産－水産土木）」、技術士「森林部門（林業・林産）」、技術士「総合技術監理部門（森林－林業・林産）」、技術士「森林部門（森林土木）」、技術士「総合技術監理部門（森林－森林土木）」、技術士「衛生工学部門（ ）」、
技術士「総合技術監理部門（衛生工学－ ）」

< 職業能力開発促進法「技能検定」関係資格 >

（ただし、等級区分が 1 級又は単一等級であるものに限る。）

建築大工技能士、型枠施工技能士、左官技能士、とび技能士、コンクリート圧送施工技能士、
ウェルポイント施工技能士、冷凍空調和機器施工技能士、配管（建築配管作業）技能士、タイル張り技能士、築炉技能士、ブロック建築技能士、石材施工技能士、鉄工技能士、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業）技能士、工場板金、建築板金技能士、かわらぶき技能士、ガラス施工技能士、塗装技能士、路面標示施工技能士、畳製作技能士、内装仕上げ施工技能士、表装技能士、熱絶縁施工技能士、建具製作技能士、カーテンウォール施工技能士、サッシ技能士、造園技能士、防水施工技能士、さく井技能士

< 建設業法「登録基幹技能者講習」関係資格 >

登録電気工事基幹技能者、登録橋梁基幹技能者、登録造園基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者、登録防水基幹技能者、登録トンネル基幹技能者、登録建設塗装基幹技能者、登録左官基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、登録海上起重基幹技能者、登録P C基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録圧接基幹技能者、登録型枠基幹技能者、登録配管基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者、登録切断穿孔基幹技能者、登録内装仕上工事基幹技能者、登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、登録ALC基幹技能者、登録建築板金基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、登録保温保冷基幹技能者、登録ウレタン断熱基幹技能者、登録グラウト基幹技能者、登録冷凍空調基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、登録基礎工基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者、登録土工基幹技能者、登録発破・破砕基幹技能者、登録圧入基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者、登録消化設備基幹技能者、登録建築大工基幹技能者、登録建築測量基幹技能者、登録硝子工事基幹技能者、登録さく井基幹技能者、登録解体基幹技能者、登録あと施工アンカー基幹技能者、登録計装基幹技能者、登録土質改良基幹技能者、登録都市トンネル基幹技能者、登録潜函基幹技能者

＜その他の資格＞

第1種電気工事士、甲種消防設備士、乙種消防設備士、解体工事施工技士、基礎ぐい工事施工士

(15) ボランティアの活動実績について

- ① 湖西市内での活動実績に限り、評価の対象とする。
- ② 令和7年4月1日から令和8年3月31日の間の活動実績に限り、評価の対象とする。
- ③ 道路、河川、公園等の公共施設に係る美化活動や農地、森林、海岸等で地域や行政との協働で実施する環境の保全活動を評価する。
- ④ 活動の実施時期・内容・会社名を証明するために公的機関又は自治会長等との協定書や証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌（広報）等の写しを添付すること。

(16) 低入札価格調査を実施した建設工事の状況について

- ① 湖西市発注の建設工事のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に完成検査に合格したものを対象とする。
- ② 全体平均点は、①の工事の成績評定点を平均した数値（小数点以下、切り捨て。）とする。
なお、80点が全体平均点である。
- ③ 湖西市低入札取扱要領に定める調査基準価格未満で受注した建設工事のうち、②の全体平均点未満である実績を有する場合、マイナス評価をする。

3. 「技術者等の能力」における配点について

各構成員が配置を予定する技術者において、最も加算点が低くなる組合せで配点する。

4. 総合評価の審査方法

(1) 評価値の算出方法

- ① 入札参加資格があると認められる者に標準点 100 点を付与する。
- ② 1 の(1)に掲げる評価基準に基づき、加算点（最高点数は 19.5 点とする。）を与える。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して算出した評価値を用いて行う。求める評価値は小数第 4 位（5 位四捨五入）とする。
- ④ 入札価格が調査基準価格を下回った場合は、調査基準価格を評価値算定上の入札価格として、評価値を算出する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価 格}} = \frac{\text{標準点 (100) + 加算点}}{\text{() 入札価格}} \times 1,000,000$$

(2) 落札者の決定

- ① 予定価格の制限範囲内である者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
- ② 評価値が最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

5. その他

(1) 総合評価落札方式を適用する理由

湖西市における総合評価落札方式の本格導入に向けての試行を行うため、並びに、価格及び品質が総合的に優れた内容で本工事の契約が行われることを目的として、総合評価落札方式を適用する。

(2) 不履行時のペナルティについて

受注者が、評価項目「現場代理人の保有資格」で加算点を受けている場合において、工事現場への常駐不足等の状況を確認した場合は、本工事における工事成績評定時に通常の減点に加えて、3 点を減点する。

(3) 不落随意契約への移行について

再度の入札を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の 5% 以下であるときは、湖西市建設工事競争契約入札心得第 19 条に規定する手続に移行するものとする。

この場合において、再度の入札で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の 5% 以下で、最高評価値であった者を不落随意契約の相手方とする。